

# 初任運転者に対して行う実技指導

弊社では、法律で定められている「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第一項」の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき運送の安全にかかわる事項等の貸切バス運転者への実技指導（初任教育）を次の通り実施しております。

## 【時期】

入社後、運転士として選任前までに実技20時間以上の添乗指導を実地する

## 【教育指導者】

運行管理者または貸切バス乗務経験10年以上

## 【実技に使用する車両】

初任運転者が実際に乗務する予定の車種（大型・中型・マイクロバスなど）

## 【実技指導内容】

- 1 日常点検の実地
- 2 車両特性の把握
- 3 運行指示書の遵守
- 4 危機予測および回避方法
- 5 マナー講習（接客・接客教育）
- 6 安全の心構え（安全意識の醸成）

## 【実技指導ルート】

大阪府内から近隣府県（高速道路での教習含む）および車庫内で実地